

1 借換融資あっせん制度の導入目的の検討

第1回検討委員会の主な意見

- ①事業者は、毎月の返済額を減らしながら、追加融資を受けたいと考えている。
- ②既存の融資メニューの返済期間を見直して、事業計画を本質的に改善できるとよい。
- ③事業者によっては、多くの融資を受けたくない場合があり、状況によって選べるとよい。



借換融資の導入目的

- A: 事業者の月々の返済負担を減らす。
- B: 事業者に円滑な資金供給を促進し、事業を拡大する。

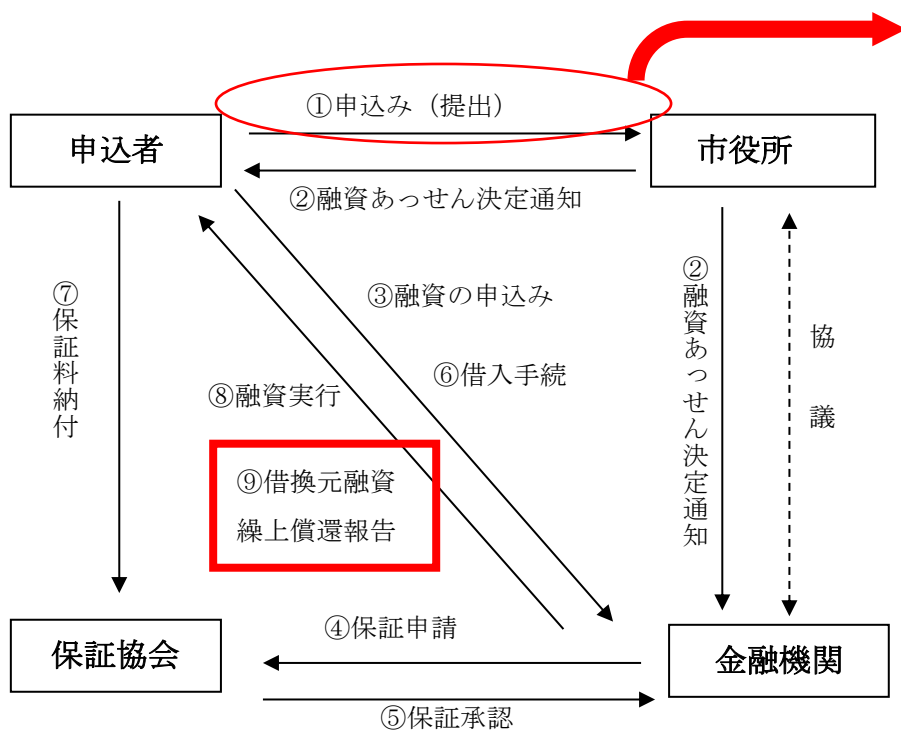
2 借換融資あっせん制度の内容検討について

事業資金融資あっせん制度の概要		新たな融資あっせん制度への検討事項（案）	
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一事業を1年以上継続して営業していること。 ・ 法人については、市内に継続して1年以上法人の本店又は支店等を有すること。 ・ 個人については、住民基本台帳に記録されている者で市内に継続して1年以上住所と事業所を有すること。 ・ 市税の納税義務者であって、納期到来分までを完納していること。 ・ 現在この制度による資金の融資を受けていないこと。 	⇒	①～⑤の条件を基に利用条件を検討する。
			①借換後の返済額が、既存の毎月の返済額未満になること。【八王子市】
			②借換融資貸付後一年以上経過しなくては、新規貸付はできない。
			③既存貸付の償還を一年以上滞りなく継続している（据置期間は含まない）。【立川市、多摩市】
			④借換資金（小規模企業者支援資金）への申込は、既存貸付が小規模企業者支援資金に限る。【多摩市】
			⑤借換の重複及び再借換はできない。
資金用途	運転資金 設備資金 運転設備併用資金		要検討
融資限度額	運転（700万円） 設備（1,000万円） 運転設備併用（1,000万円）	⇒	既存融資の残債額に加え、追加融資分（真水分）が必要となる。 （1,000万円～1,500万円で検討中）
償還期間	運転（5年） 設備（7年） 運転設備併用（7年）	⇒	融資限度額の増加に伴い、償還期間も延ばす必要がある。 （10年で検討中）
据置期間	6か月		要検討
利子	1.975%		要検討
利子補給	0.995%		要検討
保証料の補助について	全額補助	⇒	予算を考えると、なし、または1/2の補助（上限額20万）で検討する。



利用条件を付ける目的	
①	月々の事業者負担を減らすため。
②	借換後の事業計画の推移を確認するため。
③	月々の返済を遅延なく行っている事業者が確認するため。
④	基準をそろえるため。
⑤	経営計画の健全性を確保するため。

3 申込方法について



金融機関に事前相談

- ・借換元の融資及び残債を記載（過去1年間の返済状況照会）
- ・借換後の経営実績を記入
- ・借換同意書及び誓約書（支店長印）提出
※借換融資を必ず完済対象融資に使用して繰上償還する。

4 借換元シミュレーション（借換要件の可否について）

借換元の既存融資		→	事務局意見	検討ポイント	
①	事業資金	→	可能		
②	特別対策	→			
③	創業資金	→	不可能	創業から1年経過すれば事業資金で借りることができるため。	
④	事業資金・特別対策	→	検討中	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の既存貸付をまとめて借り換える方が、事業者の負担が減る。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換元の既存融資を複数の金融機関で借りる場合、事業者として申込みが難しくなる。 	
⑤	事業資金・創業資金	→			
⑥	事業資金・特別対策・創業資金	→			
⑦	特別対策・創業資金	→			上記に加え、事業資金で新規借入れができる。
⑧	借換資金を含む場合	→			<ul style="list-style-type: none"> ・可能とする場合、条件が必要。（再借換まで5年以上経過が必要や償還額が全体の1/2にならないといけないなど。） <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車操業になりやすく、健全な経営計画といえなくなってしまう。

【参考】他市の借換制度

【借換融資】

市名	資金区分	条件(基本条件を除く)	融資限度額	償還期間(据置)	融資利率(利子補給率)	信用保証料補助
八王子市	経営改善事業資金(借換)	(1) 市内にて1年以上事業を行っており、事業改善の意思をもっていること。 (2) 借換を行う既存の融資が八王子市融資あっせんによる事業資金であること。 (3) <u>借換後の返済額が、既存の毎月の返済額未満になること。</u> (4) 既存の融資の条件変更(元金据置や割賦金額の軽減措置等)を受けていないこと。	3,000万円	10年(6か月)	2.3%(当初2年分半額補助)	なし
立川市	借換資金	(1) 借換資金と短期特別資金を除く立川市制度融資の資金を利用し、約定による元金返済を1年以上継続していること。 (2) この制度による複数の融資を一本化して借換えること、若しくは500万円を限度額として追加融資を行うこと。 (3) 借換えは1回限りとし、再借換えは行わないこと。 ※借入金は、既存債務の返済にあてることはできない。	借換元となる融資の合計額+500万円	10年(12か月)	2.2%(0.7%)	なし
福生市	借換資金	(1) 借換えにより2口以上の資金を1口にまとめる場合は、既に融資を受けている特定金融機関の同意が得られていること。	借換前の各資金の融資の限度額をそれぞれ超えない範囲。	運転:7年(6か月) 設備、併用:10年(6か月)	1.775%(1.15%) 小口1.575%(1.15%)	2分の1
多摩市	借換資金制度	(1) 既存の2本以上の融資を一本化することができない。 (2) 既存貸付の償還を1年以上滞りなく継続していること。 (3) 異なる用途の貸付可(ただし、不可の場合があるため金融機関へ要問合わせ)。 (4) <u>直近の既存貸付日から1年以上経過していること(据置期間は含まない)。</u> (5) 借換資金(小規模企業者支援資金)への申込は、既存貸付が小規模企業者支援資金に限る。	中小企業資金 →2,000万円 小規模事業者支援資金 →1,250万円	7年(なし)	1.975(1%)	なし